

2020年7月13日

株 主 各 位

福岡市中央区小笹五丁目22番34号

株 式 会 社 グ リ ー ン ク ロ ス

代表取締役社長 久 保 孝 二

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年は可能な限りご出席を見合わせていただき、郵送（書面）にて議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年7月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年7月28日（火曜日）午前11時 |
| 2. 場 | 所 | 福岡市中央区薬院 4-21-1
KKRホテル博多 2階 スピカ |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | 1. | 第49期（2019年5月1日から2020年4月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員
会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第49期（2019年5月1日から2020年4月30日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |
| 第3号議案 | | 会計監査人選任の件 |

以 上

-
- （注）1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生
じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.green-cross.co.jp>）
に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

〔2019年5月1日から
2020年4月30日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用及び所得環境の改善など緩やかな回復基調にありましたが、本年1月以降の世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大、世界保健機関によるパンデミック宣言により国内外の経済動向の不透明感が高まり、経済活動の停滞から景気下押し圧力が強まっております。

当社グループが関係する安全機材業界及びサインメディア業界におきましては、公共事業投資において一連の自然災害からの復旧と復興及び創生に向けた大規模改修工事やインフラ整備は底堅く進捗しているものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて民間設備投資は弱含みとなり、工事自粛やイベント中止等、予断を許さない状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは経営理念に基づく総合安全産業立脚へと、レンタル事業の更なる進展に向けた各ロジスティクスの最有効活用による全社物流循環システムの整備を進めるとともに、ブロック経営を基点として営業拠点ネットワーク網の一層の連携機能推進に注力してまいりました。また、サインメディア関連事業につきましても、インターネット事業の着実な進展による市場領域の拡大を図るとともに、看板クリニック業務の更なる拡大や全国サインネットワーク網の構築等、安全やサインメディアへの様々なニーズに広範囲かつ適切にお応えするべく、子会社とのシナジー効果を生かしグループ全体の営業体制の一層の充実に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は16,993百万円（前期比10.0%増）、営業利益は1,355百万円（前期比10.1%増）、経常利益は1,365百万円（前期比9.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は863百万円（前期比10.4%増）となりました。

なお、当連結会計年度において、2019年10月に関西ロジスティクス新設により奈良営業所及びグリーンレンタル事業部関西営業所、また、同月グリーンメディア事業部大阪営業所を開設しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は234百万円であります。その主なものは、福岡市博多区の土地取得費用等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない状況にあり、2020年7月に開催が予定されていた東京オリンピック、パラリンピック延期による影響や、サプライチェーンの寸断等による企業活動の遅延、世界的な経済活動の縮小による企業収益の減少懸念等、先行き不透明な状況が継続するものと思われます。

このような状況において、当社グループの当面の課題は、より一層の収益力の向上に向け、顧客ニーズに沿ったレンタル事業の促進と各種経営リソースの強化、物流システムの効率化、更には、不安定な外部環境の中でも確実な増収増益を作り出す役割指向型組織を構築していくことです。また、設立50年を迎えるにあたって当社の基本指針である経営理念の再浸透・原点回帰を行い、長きに亘っての成長企業を確立するための次世代の育成に向け、社内教育システムの更なる充実を行っていくことであります。今後もグループ会社と連携し、更なる市場の開拓に努め、総合安全産業の立脚を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

項 目 \ 期 別	第 46 期 (2017年4月期)	第 47 期 (2018年4月期)	第 48 期 (2019年4月期)	第 49 期 (当連結会計年度 (2020年4月期))
売 上 高	13,398,041	14,653,454	15,450,909	16,993,512
経 常 利 益	1,175,807	1,185,947	1,244,516	1,365,724
親会社株主に帰属する 当期純利益	732,343	760,430	782,142	863,782
1株当たり当期純利益	170円26銭	88円47銭	90円84銭	99円09銭
総 資 産	10,837,495	11,423,121	12,302,019	13,180,336
純 資 産	5,827,420	6,421,380	7,069,167	7,737,637
1株当たり純資産額	1,355円73銭	746円96銭	811円87銭	887円31銭

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
3. 当社は、2018年11月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第48期の期首から適用しており、第47期に係る企業集団の財産及び損益の状況の推移については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

項 目 \ 期 別	第 46 期 (2017年4月期)	第 47 期 (2018年4月期)	第 48 期 (2019年4月期)	第 49 期 (当事業年度) (2020年4月期)
売 上 高	11,986,827	13,299,051	14,192,075	15,586,854
経 常 利 益	1,157,615	1,174,813	1,270,019	1,356,658
当 期 純 利 益	750,559	774,453	830,494	892,658
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	174円49銭	90円10銭	96円46銭	102円40銭
総 資 産	10,509,809	11,132,984	12,016,403	12,910,942
純 資 産	5,777,635	6,385,595	7,081,770	7,779,148
1 株 当 たり 純 資 産 額	1,344円28銭	742円87銭	813円39銭	892円13銭

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
3. 当社は、2018年11月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、第47期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第48期の期首から適用しており、第47期に係る当社の財産及び損益の状況の推移については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
東亜安全施設(株)	36,000千円	99.6%	安全機材用品の販売及びレンタル、各種サインメディアの製作販売
(株) トレード	20,000千円	100.0%	サイン・ディスプレイ用広告資材販売、ディスプレイ・販促物の企画、制作
北斗ネオン(株)	10,000千円	100.0%	LED・ネオンサイン工事、屋内外看板サイン工事、広告塔工事
(株) Gーサイン	5,000千円	100.0%	看板の製作及び販売、不動産の売買・賃貸・仲介及び管理

(注) 2019年10月8日付で当社の子会社として(株)Gーサインを設立いたしました。

(7) 主要な事業内容 (2020年4月30日現在)

当社グループは、道路安全資材、建築防災用品、保安用品、保護具等の安全機材用品の販売及びレンタル並びに各種サインメディアの製作販売を事業としております。

(8) 営業所 (2020年4月30日現在)

名称	所在地	名称	所在地
本社	福岡市中央区	島根営業所	松江市
本社営業部	福岡市東区	福山営業所	広島県福山市
北九州支社	北九州市小倉北区	岡山営業所	岡山市中区
長崎支社	長崎県西彼杵郡	松山営業所	松山市
熊本支社	熊本市東区	高松営業所	高松市
大分支社	大分市	徳島営業所	徳島市
宮崎支社	宮崎市	高知営業所	高知市
鹿児島支社	鹿児島市	姫路営業所	兵庫県姫路市
久留米支社	福岡県久留米市	奈良営業所	奈良市

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
広 島 支 社	広島市安佐南区	四 日 市 営 業 所	三重県四日市市
山 口 支 社	山 口 市	岐 阜 営 業 所	岐阜県羽島市
佐 世 保 支 社	長崎県佐世保市	埼 玉 営 業 所	さいたま市北区
東 京 支 社	東京都杉並区	関 東 営 業 所	埼玉県久喜市
神 戸 支 社	神戸市中央区	横 浜 営 業 所	横浜市鶴見区
佐 賀 支 社	佐 賀 市	相 模 原 営 業 所	相模原市緑区
沖 縄 支 社	沖縄県浦添市	千 葉 営 業 所	千葉市中央区
大 阪 支 社	大阪市住之江区	大 船 渡 営 業 所	岩手県大船渡市
仙 台 支 社	仙台市太白区	東 京 事 務 所	東京都中央区
郡 山 支 社	福島県郡山市	グリーンレンタル事業部 本 部	佐賀県鳥栖市
名 古 屋 支 社	名古屋市緑区	グリーンレンタル事業部 関 東 営 業 所	埼玉県久喜市
京 都 支 社	京都市伏見区	グリーンレンタル事業部 東 海 営 業 所	岐阜県羽島市
石 巻 支 社	宮城県石巻市	グリーンレンタル事業部 東 北 営 業 所	宮城県登米市
鳥 取 支 社	鳥 取 市	グリーンレンタル事業部 岩 国 営 業 所	山口県岩国市
静 岡 支 社	静岡市葵区	グリーンレンタル事業部 関 西 営 業 所	奈 良 市
鹿 屋 営 業 所	鹿児島県鹿屋市	グリーンメディア事業部 本 部	福岡市東区
人 吉 営 業 所	熊本県球磨郡	グリーンメディア事業部 東 京 本 部	東京都中央区
名 護 営 業 所	沖縄県名護市	グリーンメディア事業部 大 阪 営 業 所	大阪市中心区
下 関 営 業 所	山口県下関市		

(注) 決算期後の事務所の移動

2020年5月1日付をもって姫路営業所から姫路支社、関東営業所から関東支社、千葉営業所から千葉支社に名称変更しております。

(9) 従 業 員 の 状 況 (2020年4月30日現在)

① 企業集団の従業員の状態

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
704名	75名増

(注) 上記の他、2020年4月30日現在パート17名が在籍しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
658名	69名増	39.6歳	7.5年

(注) 上記の他、2020年4月30日現在パート17名が在籍しております。

(10) 主 要 な 借 入 先 (2020年4月30日現在)

借 入 先	借 入 残 高
㈱ 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	246,820千円
㈱ 三 菱 U F J 銀 行	33,370千円
㈱ 福 岡 銀 行	8,315千円
㈱ 十 六 銀 行	30,028千円

2. 会社の株式に関する事項（2020年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 36,101,000株
(2) 発行済株式の総数 9,025,280株(自己株式305,500株を含みます。)
(3) 株 主 数 1,710名
(4) 1 単 元 の 株 式 数 100株
(5) 大 株 主 の 状 況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
グリーンクロス社員持株会	881,400株	10.10%
青 山 悦 子	876,618	10.05
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITES FUND	612,000	7.01
柴 田 泰 三	512,000	5.87
東 條 優	353,482	4.05
井 上 愛	353,482	4.05
中 野 淑	353,482	4.05
(株)西日本シティ銀行	256,000	2.93
新 海 秀 治	237,100	2.71
椛 田 法 義	200,200	2.29

(注) 持株比率は、自己株式（305,500株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 新株予約権等の状況（2020年4月30日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2020年4月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	久 保 孝 二	東亜安全施設(株)代表取締役 (株)トレード代表取締役 北斗ネオン(株)代表取締役 (株)Gーサイン代表取締役
取締役	中 本 堅 太 郎	営業本部長
取締役	松 本 光 一 郎	管 理 部 長
取締役	岡 本 英 利	(株)オン・アンド・オン代表取締役 (株)J M C 社外取締役
監査等委員	首 藤 英 樹	公 認 会 計 士
監査等委員	山 崎 健 治	公 認 会 計 士
監査等委員	住 吉 良 久	

- (注) 1. 取締役岡本英利、首藤英樹、山崎健治及び住吉良久の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員首藤英樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員山崎健治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員住吉良久氏は、経営者としての豊富な経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、首藤英樹氏を監査等委員長に選任し、同委員長が社内の主要会議に出席して社内情報を収集、他の監査等委員に情報伝達しております。また、内部監査室等と監査等委員会が連携して監査活動を行うとともに、監査等委員会が必要に応じて監査を補佐する担当者を任命・指揮命令して監査を行う体制としており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 当社は、監査等委員首藤英樹氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(参考) 当社は執行役員制度を導入しております。

2020年4月30日現在の執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

執行役員 永尾弘幸 グリーンレンタル事業部長
 執行役員 田島伸弘 関西ブロック長兼大阪支社長
 執行役員 神田昭彦 東海ブロック長兼名古屋支社長
 執行役員 片山敬之 関東ブロック長兼関東営業所長

(2) 取締役等の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	5 名 (1 名)	76,970 (4,560)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3 名 (3 名)	10,140 (10,140)
合 計 (うち社外取締役)	8 名 (4 名)	87,110 (14,700)

(注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)であります。

(2017年7月28日 第46期定時株主総会決議)

2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30,000千円以内であります。

(2017年7月28日 第46期定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

①取締役

岡本英利氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は㈱オン・アンド・オンの代表取締役及び㈱JMCの社外取締役を兼職しておりますが、当社との間に開示すべき特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会13回中12回に出席し、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

②取締役(監査等委員)

(a) 首藤英樹氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当する事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会13回及び監査等委員会12回全てに出席し、必要な質問・提言を適宜行うとともに、各部署に対する実地調査等の活動を行いました。

(b) 山崎健治氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当する事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会13回中12回に、また監査等委員会12回中11回に出席し、必要な質問・提言を適宜行っております。

(c) 住吉良久氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係
該当する事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会13回中12回に、また監査等委員会12回中11回に出席し、必要な質問・提言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外から有用な人材を迎えその役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき当社定款において、非業務執行取締役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当該規定に基づき、当社は社外取締役である岡本英利、首藤英樹、山崎健治及び住吉良久の各氏との間で、責任限定契約を締結しております。

この責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失が無い場合、その負担額は法令の定める限度額の範囲内とするものであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 20,000千円

公認会計士法第2条第1項の業務以外に係る報酬等の
合計額 ー千円

合計 20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査の報酬と金融商品取引法に基づく監査の報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度における監査の状況、及び当年度の監査計画の内容について確認を行い、監査時間及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

20,000千円

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針並びに運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程を制定し、コンプライアンス体制に係る規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。また、その徹底を図るため、管理部担当取締役をその責任者として管理部総務課においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同課を中心に役職員への教育等を行うこととしております。

また、取締役会の監督機能を高め、かつ業務執行に係る意思決定をより適正なものとするため、経営に精通し独立・公正な立場から当社の業務執行を監督する社外取締役を選任しております。

内部監査室は、総務課と連携し、コンプライアンスの状況について監査し、これらの活動は、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告されるものとします。

さらに、役職員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は速やかに内部監査室または社外弁護士等に通報（匿名も可）報告する体制を構築しております。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取り扱いを行わないこととしております。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存しております。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

セキュリティ及び輸入管理等に係る当社全体のリスク管理を網羅的、総括的に管理していきます。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を任命します。

内部監査室は、各部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定します。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配、意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全般的な業務効率化を実現するシステムを構築します。

具体的には、下記の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

イ. 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行の監督等を行います。

ロ. 毎年3月に取締役、執行役員及び拠点長、部門長をメンバーとした経営目標（戦略）体系策定会議を開催し、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画、年度予算を策定し、全社的な目標を設定します。各拠点、部門においては、その目標達成に向けた具体策を立案、実行していきます。

ハ. 当社の基幹システムを活用し、月次、四半期業績管理を実施しております。

ニ. 経営目標（戦略）体系推進会議等による月次業績のレビューと改善策の立案、実施を行っております。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス、リスク管理体制を構築する権限を与え、当社総務課はこれらを横断的に推進し、管理しております。

⑥ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在監査等委員会の職務を補助する使用人はおりませんが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のためのスタッフを任命することとし、その人事については、取締役と監査等委員が意見交換を行うこととしております。

この場合、取締役は監査等委員の意見を聴取し、内部監査室長その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定するものとします。

また、監査等委員は内部監査室長及びその所属員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、命令を受けた者は、その命令に対して、取締役、内部監査室長の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とします。

また、監査等委員会を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る業務を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については、監査等委員会の意見を聴取します。

- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び使用人等は、監査等委員会に対して、法定の事項に加えて当社及び当社子会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス、総務課への通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備し、その報告は、管理部担当取締役が監査等委員会に対して、適時迅速に行うものとしております。

なお、監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう内部通報制度運用規程に基づき、当該報告者を適切に保護します。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役社長との間で定期的な意見交換会を実施します。また、監査等委員会に対して、必要に応じて弁護士、公認会計士等の専門家を雇用し、監査業務に助言を受ける機会を保証しております。

なお、監査等委員は当社の会計監査人から会計監査に関する内容について説明を受けるとともに、情報交換等の連携を図っております。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、企業倫理規程において、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対して、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断することを基本方針として明確化しています。

また、企業防衛対策協議会に加入し、反社会的勢力に関する情報の収集等を行うとともに、警察当局や顧問弁護士等外部の専門機関と連携し、速やかに対処できる体制を構築しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、当事業年度における内部統制システムの主な運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 当社は、当社及び当社グループにおいて、コンプライアンス推進事務局を設置し、内部通報の内容・対応等につき、定例的に開催される取締役会及び経営会議への報告により管理徹底を図っております。
- ② 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されております。
- ③ 当社の取締役会規程により、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令や定款に定める事項、当社グループの経営方針及び経営戦略に関わる重要事項の決議を行っております。
また、定期的に経営会議を開催し、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点と日常業務レベルで監視する対策についての検討を行い、業務執行の効率性を確保しております。
- ④ 代表取締役と監査等委員会は定期的な会合を実施して、監査等委員との意思の疎通を図り、また、内部監査室と監査等委員会は連絡会議を定期的に開催し情報交換等を行い、連携を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、緊密な者または同意している者の議決権の所有割合が50%を超えている現状を鑑みて、現時点での防衛策の導入はしておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当、自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策と位置づけ、配当に関しては、経営環境の変化や中長期的視野に立ったうえでの今後の事業展開、更には企業体質の強化等を総合的に勘案のうえで、安定的かつ継続的な配当を実施していく方針であります。

上記の方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、2020年7月10日開催の取締役会決議により、期末配当について普通配当25円に記念配当5円を加え、1株当たり30円とさせていただきました。

連結貸借対照表

(2020年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	[8,771,656]	流動負債	[5,157,300]
現金及び預金	2,073,150	支払手形及び買掛金	3,673,665
受取手形及び売掛金	3,295,028	1年内返済予定の長期借入金	158,797
電子記録債権	246,668	リース債務	21,737
商 品	1,927,075	未 払 金	144,379
レンタル品	886,266	未 払 費 用	121,968
原材料及び貯蔵品	169,516	未払法人税等	378,962
そ の 他	194,934	未払消費税等	162,072
貸倒引当金	△ 20,982	賞与引当金	472,000
固定資産	[4,408,679]	役員賞与引当金	6,000
有形固定資産	(3,088,409)	そ の 他	17,716
建物及び構築物	846,320	固定負債	[285,398]
機械装置及び運搬具	25,987	長期借入金	159,736
工具・器具及び備品	83,094	リース債務	11,734
土 地	2,133,006	そ の 他	113,928
無形固定資産	(583,379)	負債合計	5,442,698
ソフトウェア	134,459	(純資産の部)	
の れ ん	440,159	株主資本	[7,633,045]
電話加入権	8,761	資 本 金	697,266
投資その他の資産	(736,891)	資本剰余金	749,082
投資有価証券	427,538	利益剰余金	6,296,634
長期貸付金	18,365	自己株式	△ 109,939
破産更生債権等	36,469	その他の包括利益累計額	[104,066]
長期前払費用	1,724	その他有価証券評価差額金	104,066
繰延税金資産	188,301	非支配株主持分	[526]
そ の 他	101,961	純資産合計	7,737,637
貸倒引当金	△ 37,469	負債純資産合計	13,180,336
資産合計	13,180,336		

連結損益計算書

〔自 2019年5月1日〕
〔至 2020年4月30日〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		16,993,512
売 上 原 価		10,616,425
売 上 総 利 益		6,377,087
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,021,897
営 業 利 益		1,355,189
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	146	
受 取 配 当 金	7,688	
雑 収 入	11,276	19,111
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,318	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	3,006	
為 替 差 損	745	
雑 損 失	2,505	8,576
経 常 利 益		1,365,724
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,365,724
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	553,987	
法 人 税 等 調 整 額	△ 52,013	501,974
当 期 純 利 益		863,750
非支配株主に帰属する当期純損失		△ 31
親会社株主に帰属する当期純利益		863,782

連結株主資本等変動計算書

〔 自 2019年 5 月 1 日 〕
〔 至 2020年 4 月30日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	697,266	747,700	5,650,507	△114,815	6,980,659
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 217,655		△ 217,655
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			863,782		863,782
自 己 株 式 の 取 得				△ 17	△ 17
自 己 株 式 の 処 分		1,382		4,893	6,276
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	1,382	646,127	4,876	652,386
当 期 末 残 高	697,266	749,082	6,296,634	△109,939	7,633,045

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	87,680	87,680	269	558	7,069,167
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 217,655
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					863,782
自 己 株 式 の 取 得					△ 17
自 己 株 式 の 処 分					6,276
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	16,385	16,385	△269	△ 31	16,083
当 期 変 動 額 合 計	16,385	16,385	△269	△ 31	668,469
当 期 末 残 高	104,066	104,066	—	526	7,737,637

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	4 社
連結子会社の名称	東亜安全施設(株) (株)トレード 北斗ネオン(株) (株)Gーサイン

2019年10月8日付で(株)Gーサインを設立したことにより、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

[有価証券]

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
総平均法による原価法

時価のないもの

[たな卸資産]

商 品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

レンタル品

総平均法又は個別法による原価から減耗費を控除する方法

原 材 料

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯 蔵 品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

[有形固定資産]（リース資産を除く）

定 率 法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4年～50年

〔無形固定資産〕（リース資産を除く）

定 額 法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

〔リース資産〕

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

〔貸倒引当金〕

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

〔賞与引当金〕

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

〔役員賞与引当金〕

役員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、５～１０年間の定額法により償却を行っております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

２．連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形の裏書譲渡高

受取手形の裏書譲渡高

22,697千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物

37,462千円

土 地

632,801千円

計

670,264千円

② 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金

130,490千円

長期借入金

149,700千円

計

280,190千円

(3) 所有権留保等資産及び所有権留保付債務

① 所有権留保等資産

レンタル品

419,775千円

② 所有権留保付債務

支払手形及び買掛金

453,358千円

(4) 有形固定資産の減価償却累計額

1,438,440千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普 通 株 式	9,025,280株	—	—	9,025,280株

(2) 自己株式の種類及び株式数

自己株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普 通 株 式	319,080株	20株	13,600株	305,500株

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加20株は株主より端数買取分によるものです。
 2. 普通株式の自己株式数の減少13,600株は新株予約権の権利行使によるものです。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年7月9日 取 締 役 会	普通株式	217,655	25.00	2019年4月30日	2019年7月12日

- ② 基準日が当連結会計年度に帰属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年7月10日開催取締役会決議による配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額……………261,593千円
 (ロ) 配 当 の 原 資……………利益剰余金
 (ハ) 1株当たり配当額……………30.00円
 (ニ) 基 準 日……………2020年4月30日
 (ホ) 効 力 発 生 日……………2020年7月14日

(4) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普 通 株 式	77,000株	—	77,000株	—

- (注) 1. 普通株式の新株予約権の目的となる株式数の減少13,600株は権利行使によるものであります。
 2. 普通株式の新株予約権の目的となる株式数の減少63,400株は権利行使期間満了によるものであります。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期借入金の使途は設備資金及び子会社株式の取得資金であります。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,073,150	2,073,150	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,295,028	3,295,028	—
(3) 電子記録債権	246,668	246,668	—
(4) 投資有価証券	324,340	324,340	—
資産合計	5,939,186	5,939,186	—
(1) 支払手形及び買掛金	3,673,665	3,673,648	△ 17
(2) 未払法人税等	378,962	378,962	—
(3) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	318,533	318,768	235
負債合計	4,371,160	4,371,378	218

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、取引所等の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、長期の買掛金については、元金利の合計額を同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元金利の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額15,074千円）及び投資事業組合への出資金（連結貸借対照表計上額88,124千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------|---------|
| ① 1株当たり純資産額 | 887円31銭 |
| ② 1株当たり当期純利益 | 99円09銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

（譲渡制限付株式報酬制度の導入）

当社は、2020年6月11日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年7月28日開催予定の第49期定時株主総会に付議することといたしました。

貸 借 対 照 表

(2020年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	[8,101,192]	流 動 負 債	[4,960,323]
現 金 及 び 預 金	1,467,263	支 払 手 形	1,789,848
受 取 手 形	649,597	買 掛 金	1,782,457
電 子 記 録 債 権	246,668	1年内返済予定の長期借入金	158,797
売 掛 金	2,500,947	リ ー ス 債 務	21,737
商 品	1,915,294	未 払 金	147,684
レ ン タ ル 品	886,266	未 払 費 用	111,289
原材料及び貯蔵品	158,835	未 払 法 人 税 等	348,623
前 払 費 用	53,063	未 払 消 費 税 等	144,342
そ の 他	244,257	預 り 金	5,542
貸 倒 引 当 金	△ 21,000	賞 与 引 当 金	450,000
固 定 資 産	[4,809,750]	固 定 負 債	[171,470]
有 形 固 定 資 産	(2,951,423)	長 期 借 入 金	159,736
建 物	725,827	リ ー ス 債 務	11,734
構 築 物	38,317		
機 械 及 び 装 置	4,947	負 債 合 計	5,131,793
車 両 運 搬 具	8,540	(純資産の部)	
工具・器具及び備品	79,684	株 主 資 本	[7,675,082]
土 地	2,094,106	資 本 金	697,266
無 形 固 定 資 産	(102,932)	資 本 剰 余 金	(749,082)
ソ フ ト ウ ェ ア	94,945	資 本 準 備 金	660,866
電 話 加 入 権	7,987	そ の 他 資 本 剰 余 金	88,216
投資その他の資産	(1,755,393)	利 益 剰 余 金	(6,338,671)
投 資 有 価 証 券	427,538	利 益 準 備 金	52,300
関 係 会 社 株 式	1,040,355	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,286,371
従 業 員 長 期 貸 付 金	18,365	別 途 積 立 金	5,280,000
破 産 更 生 債 権 等	36,469	繰 越 利 益 剰 余 金	1,006,371
長 期 前 払 費 用	1,724	自 己 株 式	△ 109,939
繰 延 税 金 資 産	172,375	評 価 ・ 換 算 差 額 等	[104,066]
そ の 他	96,033	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	104,066
貸 倒 引 当 金	△ 37,469	純 資 産 合 計	7,779,148
資 産 合 計	12,910,942	負 債 純 資 産 合 計	12,910,942

損 益 計 算 書

〔自 2019年 5 月 1 日〕
〔至 2020年 4 月30日〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,586,854
売 上 原 価		9,649,882
売 上 総 利 益		5,936,972
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,606,203
営 業 利 益		1,330,769
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	143	
受 取 配 当 金	7,654	
経 営 指 導 料	6,595	
受 取 家 賃	10,480	
雑 収 入	9,591	34,465
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,318	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	3,006	
為 替 差 損	745	
雑 損 失	2,505	8,576
経 常 利 益		1,356,658
税 引 前 当 期 純 利 益		1,356,658
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	512,400	
法 人 税 等 調 整 額	△ 48,399	464,000
当 期 純 利 益		892,658

株主資本等変動計算書

〔自 2019年 5 月 1 日〕
〔至 2020年 4 月30日〕

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
						別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	697,266	660,866	86,833	747,700	52,300	4,670,000	941,368	5,663,668	△114,815	6,993,820
当事業年度中の変動額										
別途積立金の積立						610,000	△ 610,000	—		—
剰余金の配当							△ 217,655	△ 217,655		△ 217,665
当 期 純 利 益							892,658	892,658		892,658
自己株式の取得									△ 17	△ 17
自己株式の処分			1,382	1,382					4,893	6,276
株主資本以外の項目の 当事業年度中の 変動額（純額）										
当事業年度中の 変 動 額 合 計	—	—	1,382	1,382	—	610,000	65,003	675,003	4,876	681,262
当 期 末 残 高	697,266	660,866	88,216	749,082	52,300	5,280,000	1,006,371	6,338,671	△109,939	7,675,082

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	87,680	87,680	269	7,081,770
当事業年度中の変動額				
別途積立金の積立				—
剰余金の配当				△ 217,665
当 期 純 利 益				892,658
自己株式の取得				△ 17
自己株式の処分				6,276
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)	16,385	16,385	△269	16,115
当事業年度中の 変 動 額 合 計	16,385	16,385	△269	697,377
当 期 末 残 高	104,066	104,066	—	7,779,148

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

[子会社株式及び関連会社株式]

移動平均法による原価法

[その他有価証券]

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

② た な 卸 資 産

[商 品]

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

[レンタル品]

総平均法又は個別法による原価から減耗費を控除する方法

[原 材 料]

総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

[貯 蔵 品]

最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)

定 率 法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物付属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～50年

② 無 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)

定 額 法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

③ リ ー ス 資 産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	37,462千円
土地	632,801千円
計	670,264千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	130,490千円
長期借入金	149,700千円
計	280,190千円

(2) 所有権留保等資産及び所有権留保付債務

① 所有権留保等資産

レンタル品	419,775千円
-------	-----------

② 所有権留保付債務

買掛金	453,358千円
-----	-----------

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

1,244,411千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	116,006千円
② 短期金銭債務	67,703千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

92,585千円

仕入高

395,852千円

営業取引以外の取引による取引高

17,295千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

自己株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	319,080株	20株	13,600株	305,500株

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加20株は株主より端数買取分によるものです。

2. 普通株式の自己株式数の減少13,600株は新株予約権の権利行使によるものです。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税

18,429千円

賞与引当金

137,250千円

貸倒引当金

17,833千円

減損損失

2,123千円

ゴルフ会員権評価損

6,181千円

投資有価証券評価損

20,425千円

その他

15,801千円

繰延税金資産合計

218,044千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

△ 45,669千円

繰延税金負債合計

△ 45,669千円

繰延税金資産の純額

172,375千円

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

892円13銭

(2) 1株当たり当期純利益

102円40銭

7. 重要な後発事象に関する注記

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2020年6月11日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年7月28日開催予定の第49期定時株主総会に付議することといたしました。

なお、千円未満の端数については、切捨てにより表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

株 式 会 社 グ リ ー ン ク ロ ス
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 甲 斐 祐 二 ㊞

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 城 戸 昭 博 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グリーンクロスの2019年5月1日から2020年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリーンクロス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

株 式 会 社 グ リ ー ン ク ロ ス
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 甲 斐 祐 二 ㊞

指定有限責任社員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 城 戸 昭 博 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グリーンクロスの2019年5月1日から2020年4月30日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年5月1日から2020年4月30日までの第49期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月29日

株式会社グリーンクロス 監査等委員会

監査等委員 首藤 英 樹 (印)

監査等委員 山 崎 健 治 (印)

監査等委員 住 吉 良 久 (印)

(注) 監査等委員首藤英樹、山崎健治及び住吉良久は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
1	く ぼ こ う じ 久 保 孝 二 (1971年2月1日生) 再任	1998年7月 当社入社 2002年5月 久留米支社長 2004年5月 営業開発部次長 2005年5月 執行役員 営業開発部長 2008年7月 取締役 執行役員 営業開発部長 2011年4月 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 東亜安全施設㈱代表取締役 ㈱トレード代表取締役 北斗ネオン㈱代表取締役 ㈱Gーサイン代表取締役	106,600株
2	なか もと けん た ろ う 中 本 堅 太 郎 (1972年2月11日生) 再任	1997年2月 当社入社 2002年5月 第4ブロック長兼広島支社長 2008年7月 執行役員 第4ブロック長兼広島支社長 2011年7月 取締役 第4・第5ブロック統括 2012年11月 取締役 営業部長 2019年5月 取締役 営業本部長（現任）	24,600株
3	まつ もと こ う い ち ろ う 松 本 光 一 郎 (1974年7月5日生) 再任	2003年3月 当社入社 2008年5月 管理本部財務課課長代理 2011年4月 執行役員 管理部長兼財務課長 2012年7月 取締役 管理部長（現任）	12,800株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 数
4	おか もと ひで とし 岡 本 英 利 (1956年6月7日生) 再任	1985年7月 日本コンピューター開発㈱入社 1990年3月 ㈱ソニープロキュアメントサービス入社 1996年9月 ㈱エルテックス入社 1997年9月 同社取締役 2009年9月 同社専務取締役 2012年9月 同社取締役社長 2014年1月 ㈱オン・アンド・オン設立 代表取締役（現任） 2015年7月 当社社外取締役（現任） 2020年3月 ㈱JMC社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱オン・アンド・オン代表取締役 ㈱JMC社外取締役	0株

（注） 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 岡本英利氏は、社外取締役候補者であります。

岡本英利氏につきましては、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験とIT分野にも精通されているなど、経営上求められる判断力、識見などを有しておられ、客観的視点から当社経営に対する監督と助言をいただくことを期待し、社外取締役としての選任をお願いするものです。なお、同氏は当社の使用人の三親等以内の親族であります。

3. 当社は、岡本英利氏の選任が承認された場合、同氏との間に締結している、法令が規定する額を限度額とする、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を継続する予定であります。

第2号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年7月28日開催の第46期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することと致したいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30,000千円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）であります。第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における、当社の普通株式が上場する国内証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに仰星監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 仰星監査法人を会計監査人の候補者とした理由

監査等委員会が仰星監査法人を会計監査人の候補者にした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したものであります。

2. 会計監査人候補者

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2020年5月31日現在)

名 称	仰星監査法人		
事 務 所	<主たる事務所> 東京都千代田区四番町6番地 東急番町ビル <従たる事務所> 大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番10号 名古屋クロスコートタワー 石川県金沢市兼六元町11番25号		
沿 革	1990年9月 北斗監査法人設立 1999年10月 東京赤坂監査法人と合併、東京北斗監査法人に名称変更 2006年10月 監査法人芹沢会計事務所と合併、仰星監査法人に名称変更 2011年7月 明澄監査法人と合併、北陸事務所を開設 2014年7月 明和監査法人と合併 現在に至る		
概 要	<資本金> 166百万円 <構成人員> 社員（公認会計士） 47名（うち代表社員10名） 職員（公認会計士） 175名 （試験合格者） 69名 （その他） 39名 合計 330名		
国 際 業 務	Nexia International（ネクシア・インターナショナル）にメンバーファームとして加盟		

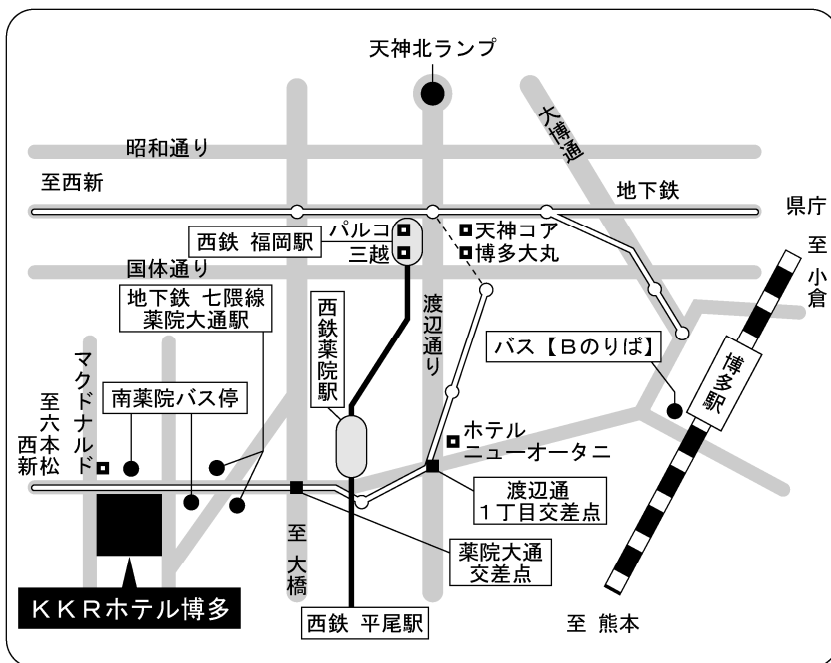
以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場：福岡市中央区薬院 4-21-1

KKRホテル博多 2階 スピカ

電話 092-521-1361



- | | |
|-----|--|
| バス | 博多駅（博多口）を出て左方向、「KITTE博多」前の【Bのりば】より 9・10・11・15・16・17のバスで約15分、【南薬院バス停】降車すぐ |
| 車 | 都市高速【天神北】ランプ下車、渡辺通りを直進、【渡辺通一丁目】交差点から右折5分 |
| 地下鉄 | 地下鉄七隈線【薬院大通駅】下車 1番出口を出て徒歩5分 |